

都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会設置要綱

平成 31 年 4 月 22 日 31 計発第 10129 号 区長決定
改正 令和元年 10 月 25 日 31 計発第 11490 号 まちづくり推進部長決定
改正 令和 2 年 6 月 10 日 2 計開第 10073 号 区長決定

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき策定した大田区都市計画マスタープラン、蒲田駅周辺地区グランドデザイン及び空港臨海部グランドビジョンについて、学識経験者の専門的かつ幅広い見地からの指導及び提言を踏まえて改定するため、都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大田区都市計画マスタープランについての検討及び区への提言
- (2) 蒲田駅周辺地区グランドデザインについての検討及び区への提言
- (3) 空港臨海部グランドビジョンについての検討及び区への提言
- (4) まちづくりに関する個別計画等の調整に関する必要な事項

(構成)

第 3 条 推進委員会は、区長が委嘱する委員 6 名程度で構成する。

- 2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(顧問)

第 5 条 推進委員会は、区長が別に委嘱する顧問に対し、必要に応じ検討内容について意見を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 推進委員会は、第 2 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の一部に関する事項を処理するため、蒲田駅周辺地区グランドデザイン専門部会及び空港臨海部グランドビジョン専門部会（以下「各専門部会」という。）を置くことができる。

- 2 各専門部会は、区長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。
- 3 各専門部会にそれぞれ部会長を置き、各専門部会の委員（以下「部会委員」という。）の互選により定める。
- 4 各部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ各部会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 各専門部会は、各部会長が招集する。
- 6 各専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 各専門部会の議事は、出席した各部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、各部会長の決するところによる。
- 8 各部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 各部会長は、各専門部会で検討した結果を推進委員会に報告する。

(研究会)

第 7 条 蒲田駅周辺地区グランドデザイン専門部会は、第 2 条第 2 号及び第 4 号の一部に関する所掌事項の推進にあたり、蒲田駅周辺地区グランドデザインの対象範囲のうち、J R・東急蒲

田駅を中心とする地区の基盤施設に関する整備の方針を検討（策定）するため、蒲田駅周辺地区基盤整備研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会は、区長が委嘱し、又は任命する研究会の委員（以下「会員」という。）で構成する。
- 3 会長は、会員の互選により定める。
- 4 副会長は、会員の中から会長が指定する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 研究会は、会長が招集する。
- 7 研究会は、会員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 8 研究会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 10 会長は、研究会で検討した結果を蒲田駅周辺地区グランドデザイン専門部会へ報告する。

（任期）

第8条 委員、各部会委員及び会員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事項が終了する日までとする。

- 2 任期の途中で委員、各部会委員及び会員が欠ける場合は、その委員の残任期間について委員の補充をすることができる。

（会議の公開）

第9条 推進委員会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長は、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議題に個人情報が含まれている場合
- 2 各専門部会及び研究会は、非公開とする。ただし、各部会長及び会長の判断により、公開とすることができる。
 - 3 第1項ただし書及び前項本文の規定により会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

（謝礼）

第10条 推進委員会、各専門部会及び研究会に出席した委員（行政職員及び利害関係者は除く。）及び顧問には、謝礼を支払うものとする。

（庶務）

第11条 推進委員会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課都市計画担当において処理し、各専門部会及び研究会の庶務は、まちづくり推進部都市開発課及びまちづくり推進部都市計画課計画調整担当において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会、各専門部会及び研究会の運営に関し必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、推進委員会及び各専門部会が第2条の所掌事項を終了した日限り、その効力を失う。

付 則（令和元年10月25日31ま計発第11490号）

この要綱は、決定の日（令和元年10月25日）から施行する。

付 則（令和2年6月10日2ま開発第10073号）

この要綱は、決定の日（令和2年6月10日）から施行する。